

横浜市中心と畜場条例施行規則の一部改正について（改正案概要）

1 改正の趣旨

横浜市中心と畜場の休業日について、改正後の横浜市中心卸売市場条例の内容と整合性を図るために「横浜市中心と畜場条例施行規則」を一部改正します。

2 改正概要

- (1) 休業日について、第2条第1項に「土曜日」を追加します。
- (2) その他、文言の整理を行います。

現行	改正案
<p>(第1条省略) (休業日及び臨時開場)</p> <p>第2条 条例第4条の規定による休業日は、次のとおりとする。</p> <p>日曜日（ただし、1月5日及び12月28日の日曜日を除く。）、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日から1月4日まで及び12月29日から12月31日まで</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(第1条省略) (休業日及び臨時開場)</p> <p>第2条 条例第4条の規定による休業日は、次のとおりとする。</p> <p>日曜日及び土曜日（ただし、1月5日及び12月28日である場合を除く。）、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日から1月4日まで並びに12月29日から12月31日まで</p> <p>(以下省略)</p>

3 施行日

横浜市中心卸売市場条例の施行に合わせて、令和2年6月21日とします。